

# 導管輸送事業における作業監督者の 要件（変更案）について

# 前回の小委員会での御意見を踏まえた導管輸送事業における作業監督者の要件について

- 前回（7/10 第4回）の小委員会で、導管輸送事業における作業監督者の要件に関して、「ガス主任技術者の免状に加え、二酸化炭素の特性に関する知見を有することも条件にすることが必要ではないか。」との御意見があった。

## <前回の議論を踏まえた作業監督者の要件の方向性>

- 「導管の工事・維持及び運用」、「圧送機及びその附属設備の操作その他の二酸化炭素の圧送に関する作業」の保安の確保が求められる作業監督者は、二酸化炭素の特性を含め、実務経験を有する者であることが重要であることから、免状の種類によらず、CCS事業法における導管輸送事業に係る実務経験も作業監督者の要件の一つとして求めることとしてはどうか。
- ただし、当面の期間はCCS事業法における導管輸送事業に係る実務経験を有する者が存在し得ないことから、ガス事業法のガス工作物や高圧ガス保安法の高圧ガス設備の工事・維持及び運用に関する実務経験で代替可能とすることとしてはどうか。
- なお、ガス事業法のガス主任技術者免状やガス工作物に係る実務経験のみでは、二酸化炭素の特性に関する知見が十分とは言えないことから、二酸化炭素の特性に関する知見を補うため、公的機関や民間団体等が実施する研修等であって国が適当と認めるものの受講を求めることとしてはどうか。

# 参考 導管輸送事業における作業監督者及びその要件について

## ① 「導管の工事・維持及び運用に関する作業」の作業監督者

- ・二酸化炭素を大量に運送する導管の健全性を維持するためには、導管の工事・維持及び運用に関する作業が適切に行われることが必要であることから、導管輸送事業における「**導管の工事・維持及び運用**」に関する作業監督者の選任義務を課すこととしたい。
- ・また、その作業監督者の要件は、**ガス事業法においてガス導管等のガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担うガス主任技術者免状を持つ者や、高圧ガス保安法の化学責任者免状や機械責任者免状を持つ者等**としたい。

## ② 「導管輸送用圧送機及びその附属設備の操作その他の二酸化炭素の圧送に関する作業」の作業監督者

- ・導管輸送事業における圧送機は、二酸化炭素の高圧ガスを大量に製造し圧送する作業があり、これを安全に行うためには、高圧ガスの製造等に関する知識が必要。このため、「**圧送機及びその附属設備の操作その他の二酸化炭素の圧送に関する作業**」について、作業監督者の選任を義務を課すこととしたい。
- ・当該高圧ガスの製造に関する作業監督者に求められる要件は、**ガス事業法のガス主任技術者免状や、高圧ガス保安法の化学責任者免状や機械責任者免状を持つ者等**としたい。